

県土第02-59号
令和6年8月26日

公益社団法人
三重県宅地建物取引業協会会長 様

三重県県土整備部長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正の施行について（通知）

平素は、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）第2章の施行についてご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長及び都市局公園緑地・景観課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

今後、生産緑地の売買を仲介される場合には、下記の点に留意していただきますようお願いいたします。

記

1 改正の内容

生産緑地法第10条の規定に基づく市町村長への買取りの申出をした者は、同法第12条の規定に基づく買い取らない旨の通知があった日の翌日から1年間に限り、公拡法第4条第1項の規定に基づく都道府県知事等への有償譲渡の届出を不要とする。

2 留意事項

- (1) 公拡法第4条第1項の規定に基づく有償譲渡の届出を省略するには、生産緑地法第10条の規定に基づく買取りの申出を先行して行う必要があること。
- (2) 公拡法第4条第1項の規定に基づく有償譲渡の届出を先行して行ったとしても、生産緑地法第10条の規定に基づく買取りの申出が不要になるものではないこと。
- (3) 令和6年9月18日以前に買取りの申出を行った者が土地を有償で譲渡しようとするときには、従前のとおり有償譲渡の届出が必要であること。

事務担当

三重県県土整備部公共用地課

審査調整班 橋本、栗原

TEL:059-224-2661

FAX:059-224-2809



令和6年8月19日
国不用第15号
国都公景第101号

各都道府県
各指定都市 公拡法・生産緑地法担当部長 殿

国土交通省
不動産・建設経済局土地政策課長
都市局公園緑地・景観課長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正の施行について（通知）

令和5年の地方分権改革に関する提案募集を受け、第213回国会において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）が成立し、令和6年6月19日に公布されました。同法のうち、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公拡法」という。）の改正規定の施行期日は、同年9月19日とされています。

今回の公拡法の改正は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第2条第3号に規定する生産緑地について、同法第10条（第10条の5の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく市町村長への買取りの申出（以下「買取りの申出」という。）をした者は、同法第12条の規定に基づく買い取らない旨の通知があった日の翌日から1年間に限り、公拡法第4条第1項の規定に基づく都道府県知事等への有償譲渡の届出（以下「有償譲渡の届出」という。）を不要とすることにより、生産緑地の所有者及び地方公共団体の負担を軽減し、円滑な土地取引の実現を図るものです。

今後の事務の執行に当たっては、下記の点に十分留意の上、その円滑な運用をお願いします。

また、都道府県にあっては、本通知について貴管内の市町村（指定都市を除く。）にも周知されるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的助言）の規定に基づくものであることを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨等

今回の改正の背景、趣旨及び内容は次のとおりです。

1 改正の背景

生産緑地の所有者がこれを有償で譲渡しようとする場合、買取りの申出と有償譲渡の届出が重複することがあった。この場合には、土地所有者は公拡法及び生産緑地法の手続を行わなければならない、地方公共団体は生産緑地法に基づき買い取らない旨の通知を行った土地について、改めて公拡法に定める買取りの協議に関する手続を行う



必要があった。そのため、土地所有者及び地方公共団体にとって二重の負担となっていたほか、一定の期間、土地取引が制限されていた。

2 改正の趣旨及び内容

1 の状況を踏まえ、公拡法の届出手続の合理化することとし、生産緑地法第 12 条の規定に基づく買い取らない旨の通知があった日の翌日から 1 年間に限り、有償譲渡の届出を不要とすることとした。有償譲渡の届出を不要とする期間を限定しているのは、公共施設等の適地とされる土地が生産緑地に指定されることから、生産緑地法の手続においていったん買い取らないと判断した場合でも、都市計画の変更や予算措置の都合により、一定期間の経過後には買取りの需要が生ずることが考えられることによる。

なお、この規定は、同様の趣旨から有償譲渡の届出を不要としている改正後の公拡法第 4 条第 2 項第 7 号の規定を参考としている。

第二 留意事項

事務の執行に当たっては、次に掲げる事項について留意されるようお願いいたします。また、買取りの申出又は有償譲渡の届出を行う可能性がある生産緑地の所有者及び生産緑地の売買を仲介する宅地建物取引業者等に対して 1 及び 3 について周知されるようお願いいたします。

1 土地所有者が行う公拡法及び生産緑地法の手続について

- (1) 有償譲渡の届出を省略するには、買取りの申出を先行して行う必要があること。
- (2) 有償譲渡の届出を先行して行ったとしても、買取りの申出が不要となるものではないこと。

2 土地の買取り希望の照会に係る関係部局間の連携について

- (1) 令和 6 年 9 月 19 日以降に買取りの申出があった生産緑地について、市町村長が買い取らない場合は、生産緑地法第 11 条第 2 項の規定に基づき買取りの相手方となることができ、かつ、公拡法第 6 条第 1 項の規定に基づき土地の買取りの協議を行うことができる地方公共団体等（地方公共団体、土地開発公社、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び独立行政法人都市再生機構）が土地を買い取る機会が損なわれないよう配慮すること。
- (2) 具体的には、生産緑地法担当部局と公拡法担当部局とが十分に連携を図り、生産緑地法に基づく手続において地方公共団体等である各機関に対して確実に照会し、買取りの希望の有無を確認すること。

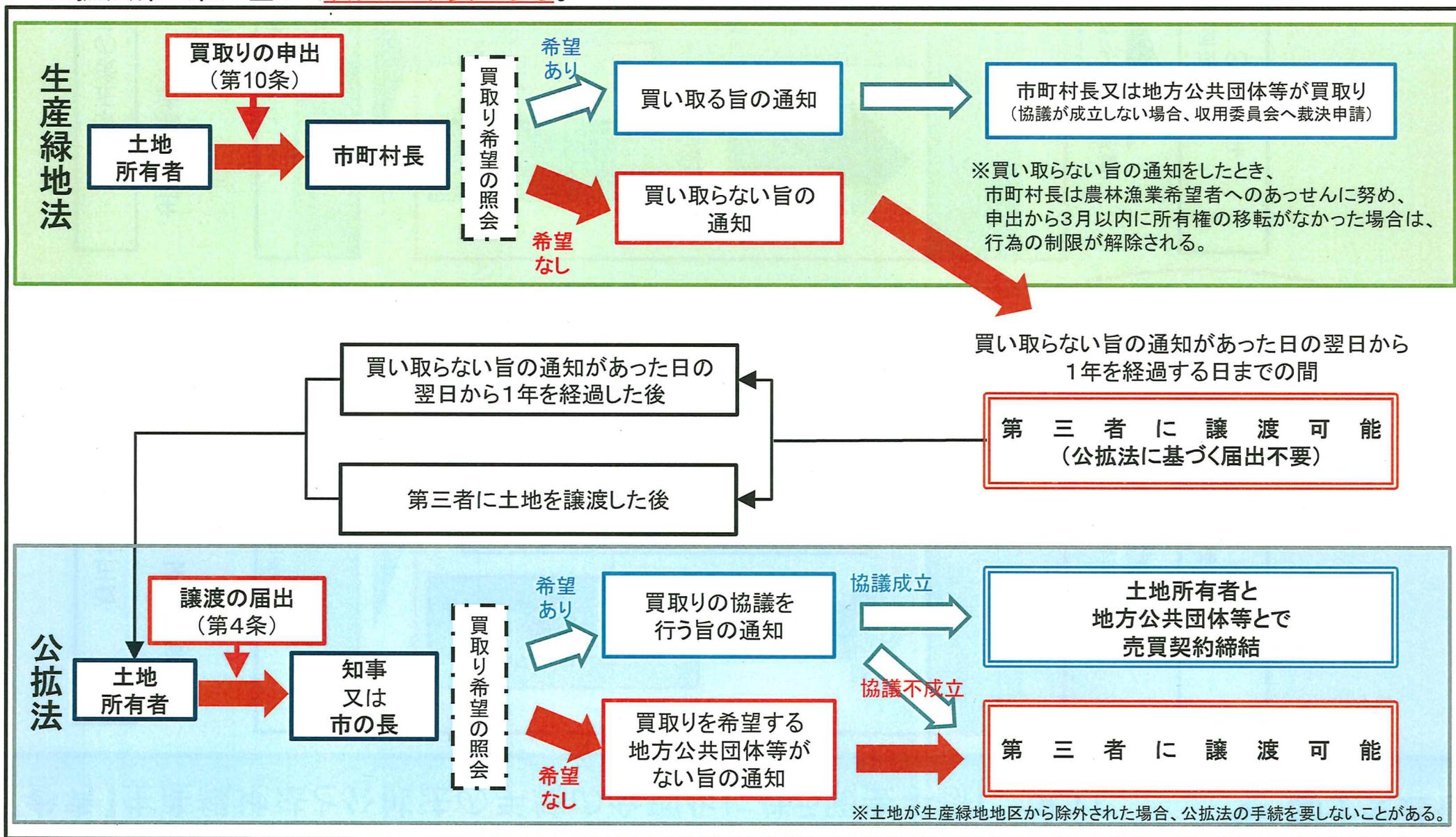
3 経過措置について

令和 6 年 9 月 18 日以前に買取りの申出を行った者が土地を有償で譲渡しようとするときには、従前のおり有償譲渡の届出が必要であること。

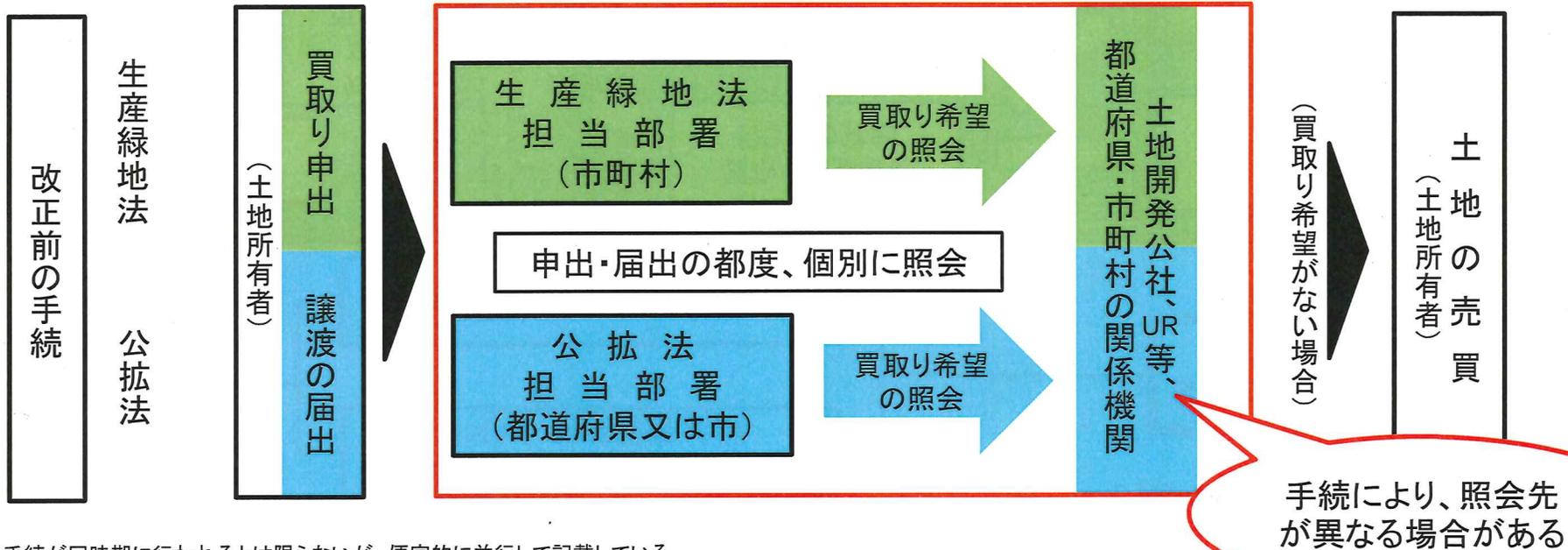
以上

【参考】生産緑地法と公拡法の手続の合理化のイメージ

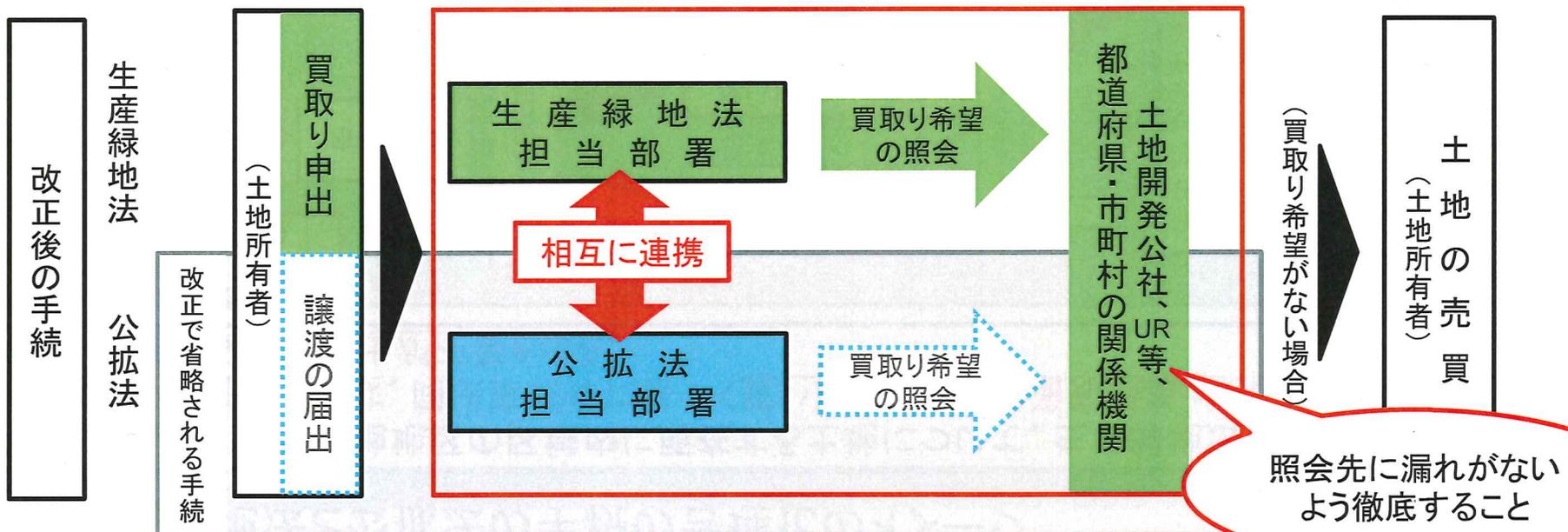
本改正により、生産緑地地区の区域内に所在する土地について、生産緑地法第10条及び第10条の5に基づく買取り申出をした者は、同法第12条に基づく買取りしない旨の通知があった日の翌日から1年間に限り、公拡法第4条に基づく届出が不要となる。



【参考】生産緑地法と公拡法の手続の合理化に伴う照会手続について



※両法の手続が同時期に行われるとは限らないが、便宜的に並行して記載している。



※生産緑地法に基づく買取り申出が先行する場合に限り、公拡法に基づく手続が省略される。